【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年9月28日提出
【計算期間】	第20特定期間（自　2022年12月29日　至　2023年6月28日）
【ファンド名】	ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型） ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　大関　洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部　　茶木　健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
【電話番号】	０３－５５３３－４６０８
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② ファンドの特色

1 米国株式等に実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

●米国の金融商品取引所に上場している相対的に配当利回りの高い「株式（優先株式を含みます）」、「MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）」および「リートを含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とします。

MLPとは
・米国で行われている共同投資事業形態の1つで、米国の金融商品取引所で取引されています。
・MLPの多くは、天然資源の採掘・精製・輸送等に関連する事業を行っています。

●実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ※を行いません。
※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

2 米国株式等の実質的な運用はフランクリン・リソーシズ・インク傘下のクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーが行います。

●ファンドは、「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」および「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ※方式で運用を行います。
※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。

●「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」の組入比率は、原則として高位を保ちます。

3 「毎月決算型」と「年2回決算型」があります。

●「毎月決算型」は、原則として、毎月28日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益分配を行います。

●「年2回決算型」は年2回（6・12月の各28日。休業日の場合は翌営業日）決算を行います。

！将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

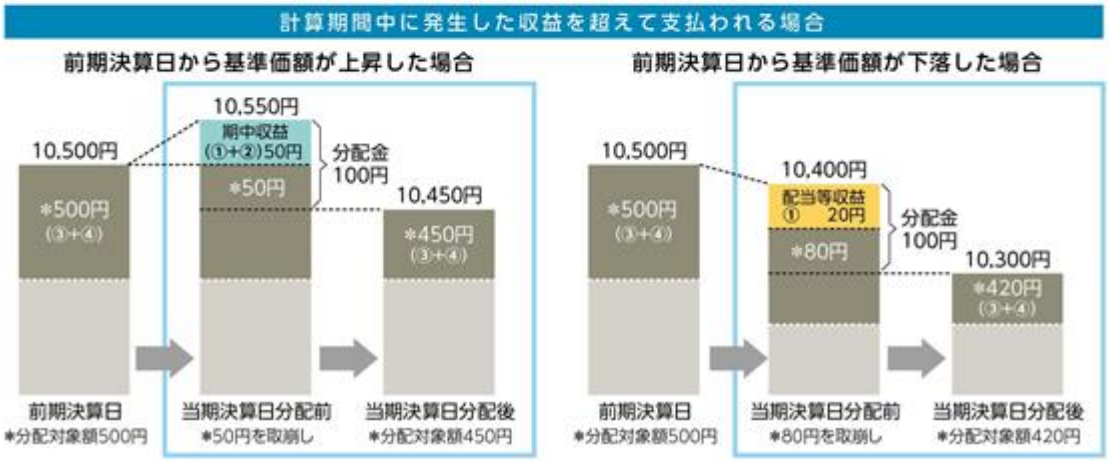

●分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。
収 益 調 整 金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

❗上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

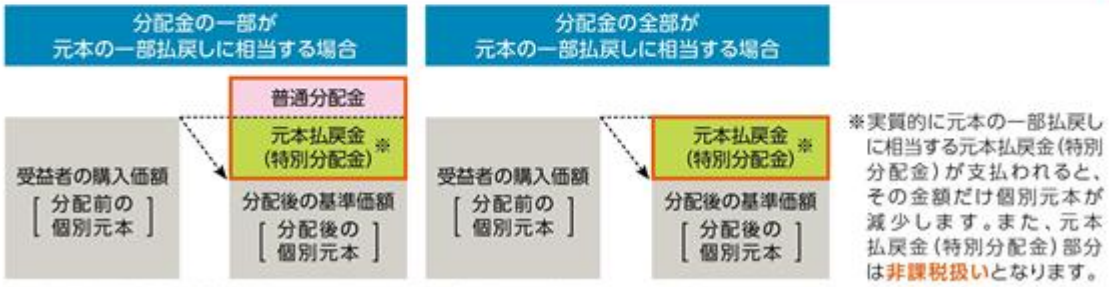

※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

③　信託金の上限

各ファンドにつき、3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④　ファンドの分類

追加型投信／海外／資産複合に属します。

○　課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単　位　型 追　加　型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合

属性区分表　　「毎月決算型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式・その他資産（ＭＬＰ）・不動産投信）資産配分変更型）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日　々 その他（　　）	グローバル 日　本 北　米 欧　州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あ　り（　　） な　し

属性区分表　　「年２回決算型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
○株式 ○一般 ○大型株 ○中小型株 ○債券 ○一般 ○公債 ○社債 ○その他債券 ○クレジット属性 （　　） ○不動産投信 ○その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式・その他資産 （ＭＬＰ）・不動産投信）資産配分変更型）） ○資産複合 （　　） ○資産配分固定型 ○資産配分変更型	○年１回 ○年２回 ○年４回 ○年６回 （隔月） ○年12回 （毎月） ○日　々 ○その他 （　　）	○グローバル ○日　本 ○北　米 ○欧　州 ○アジア ○オセアニア ○中南米 ○アフリカ ○中近東 （中東） ○エマージング	○ファミリーファンド ○ファンド・オブ・ファンズ	○あ　り （　　） ○な　し

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・その他資産（ＭＬＰ）・不動産投信）資産配分変更型））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、ファンドの実質的な運用を投資信託証券にて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 目論見書または約款において、主として株式、ＭＬＰおよび不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
年２回	目論見書または約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条において、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2013年7月10日　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

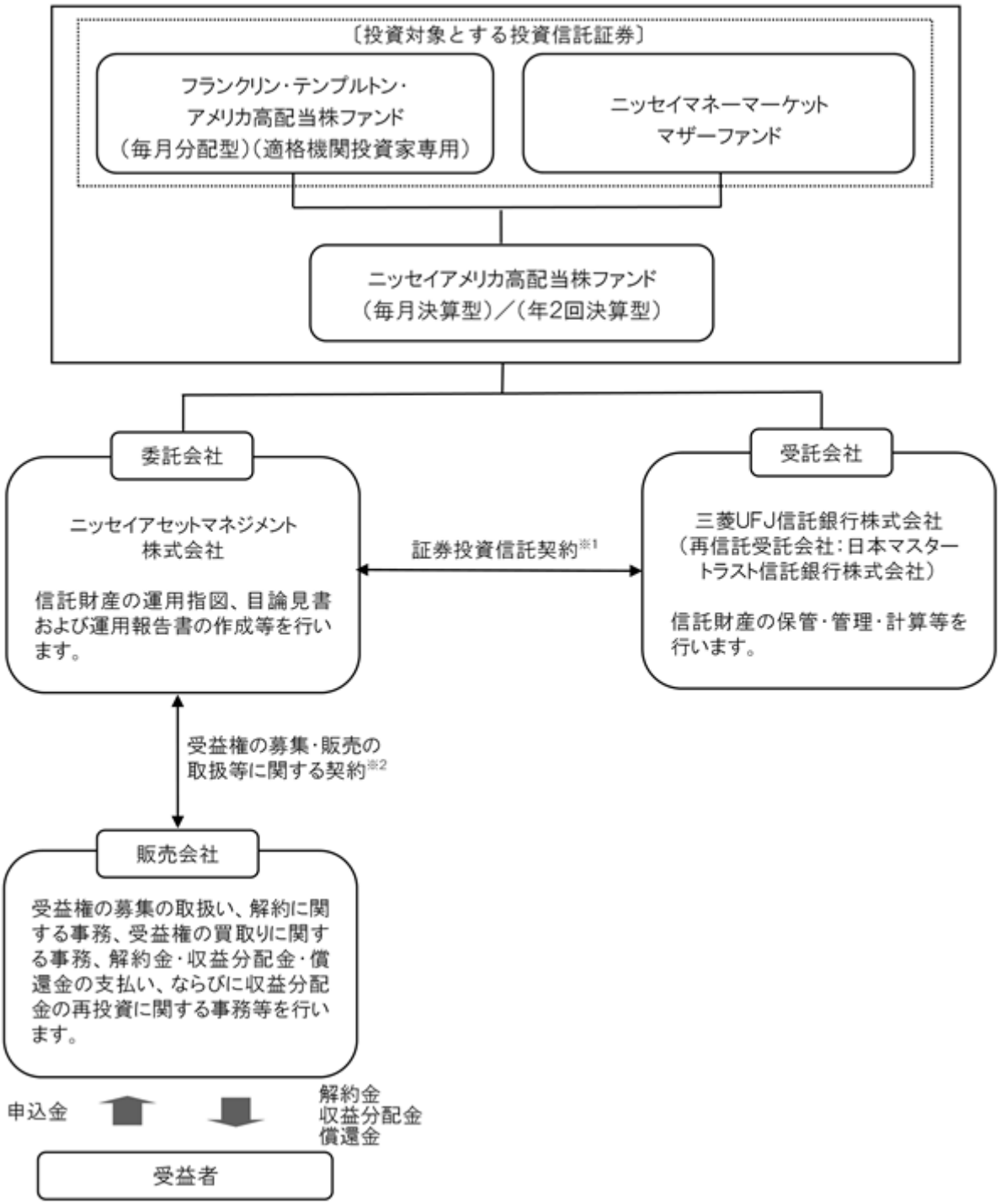

※１　委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

※２　委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

＜運用の形態等＞

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド」の運用会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、その運用の指図に関する権限をフランクリン・リソーシズ・インク傘下のクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに委託します。

クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー

クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーは、フランクリン・リソーシズ・インク傘下の米国ニューヨーク州に本社を置く資産運用会社です。経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが、MLP、リート等を含む米国株式全般を投資対象として多様な投資戦略に基づく運用を行っています。約1,654億米ドル（約24兆円）※の資産を運用しています。

※2023年6月末現在、1米ドル=144.99円で円換算。

フランクリン・リソーシズ・インクについて

フランクリン・テンプルトン※1は米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。世界の30ヵ国以上に拠点、そして複数の資産クラスにおいて約1,300名の投資プロフェッショナルと約1.432兆米ドル（約208兆円）※2の運用資産残高を有し、世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

※1 フランクリン・リソーシズ・インクは、傘下の子会社を含め「フランクリン・テンプルトン」として業務を執行。

※2 グループ運用子会社を含む運用資産の総額。2023年6月末現在、1米ドル=144.99円で円換算。

委託会社の概況（2023年6月末現在）

・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
・設立年月日　　：1995年4月4日
・資本金の額　　：100億円
・沿革

1985年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
1995年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
1998年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
2000年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

・大株主の状況

名　　称	住　　所	保有株数	比　率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号	108,448株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① ファンドは、配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
② 主として、フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）への投資を通じて、米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます）、ＭＬＰ（マスター・リミテッド・パートナーシップ）およびリートを含む投資信託証券に実質的な投資を行います。
③ フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
④ 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

a 主な投資対象

国内籍投資信託のフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）およびニッセイマネーマーケットマザーファンド（以下「指定投資信託証券」ということがあります）を主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

＜指定投資信託証券の概要＞

１．フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）
（適格機関投資家専用）

投資対象	フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド※（以下「マザーファンド」といいます）を主要投資対象とします。 ※　当該マザーファンドの委託会社（運用会社）であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、その運用の指図に関する権限をフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社であるクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに委託します。
運用方針	・マザーファンドを通じ、米国の金融商品取引所に上場している「株式（優先株式を含みます）」、「ＭＬＰ」および「リートを含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の長期的な成長をめざします。 ・マザーファンドにおいては、主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。また、主に各銘柄の配当の継続性、配当の成長性、財務の健全性および株価の水準等に着目し、ポートフォリオを構築します。 ・マザーファンドが投資対象とする各資産クラス間の比率に目標は設けません。ただし、ＭＬＰへの投資比率は50%以下とします。 ・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・ＭＬＰへの実質投資割合は、原則として純資産総額の50%以下とします。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます）への実質投資割合は、純資産総額の５%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算日	原則として、毎月20日
収益分配	・毎決算日を分配日とし、分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。 ・分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。 ・分配対象額が少額等の場合には、分配を行わない場合があります。 なお、上記収益分配方針は、ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）／（年２回決算型）の収益分配方針ではありません。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.638%（税抜0.58%） （上記「投資対象」に記載の運用指図権限の委託先に対する報酬は、当該信託報酬に含まれます）
その他の費用	信託事務の諸費用／その他諸費用（監査、受益権の管理および税務事務等の費用。純資産総額の0.05%を上限）／マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用 等 なお、信託事務の諸費用は運用状況等により変動し、またマザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用は銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

２．ニッセイマネーマーケットマザーファンド

投資対象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主な投資制限	・株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用　等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	原則として、４・10月の各15日
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

b　約款に定める投資対象

①　投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産（国内の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　有価証券

主として次の１．および２．に掲げる投資信託証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます）のほか、次の３．から６．までに掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、国内の通貨建表示のものに限ります）に投資します。

１．フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）

２．ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるニッセイマネーマーケットマザーファンド

３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記３．の証券の性質を有するもの

５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます）

６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

なお、前記５．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③　金融商品

信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

④　前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することができます。

（３）【運用体制】

委託会社の組織体制

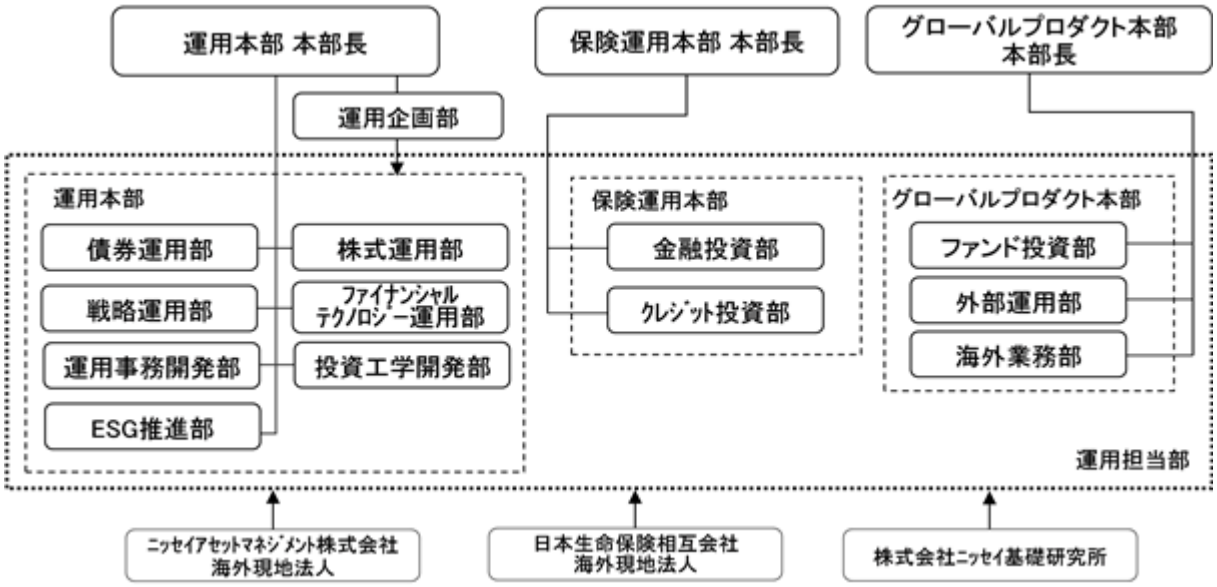

社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織

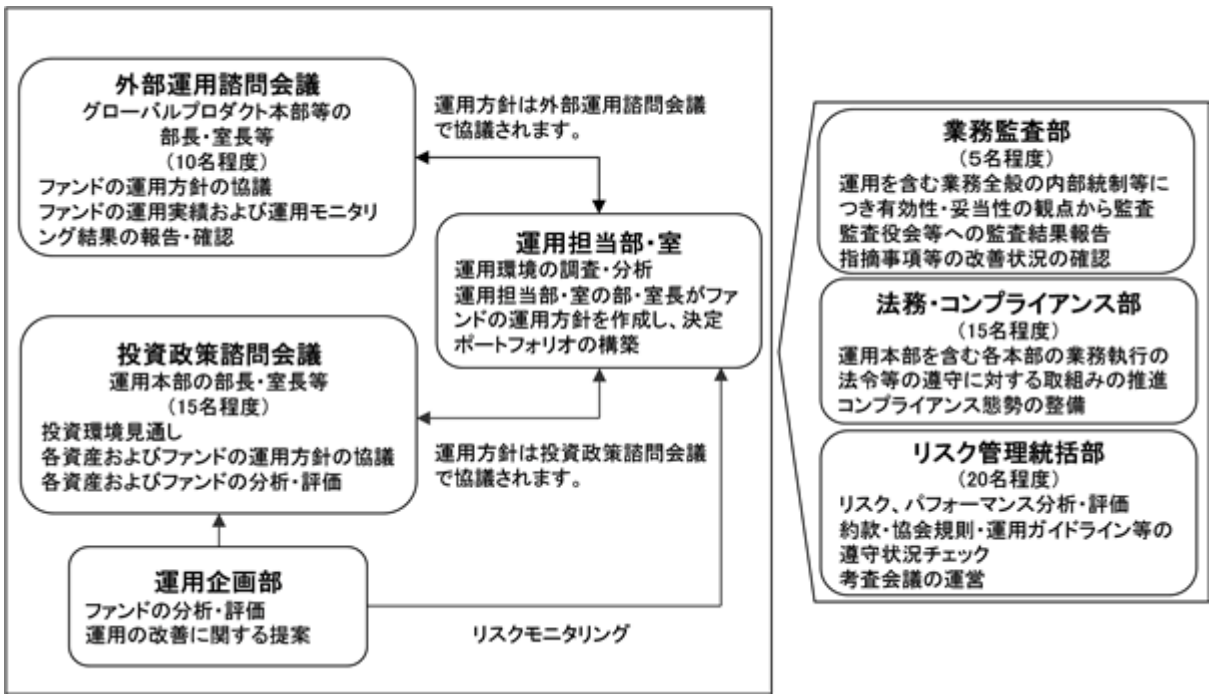

＜受託会社に対する管理体制等＞

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

○　上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①　原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②　分配時期

「毎月決算型」

毎決算日とし、決算日は毎月28日（年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

「年２回決算型」

毎決算日とし、決算日は６・12月の各28日（年２回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

③　支払方法

＜分配金受取コースの場合＞

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

＜分配金再投資コースの場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

○　将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

ａ　約款に定める主な投資制限

「毎月決算型」

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への直接投資は行いません。

③　デリバティブの直接利用は行いません。

④　株式への直接投資は行いません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「年２回決算型」

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への直接投資は行いません。

③　デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④　株式への直接投資は行いません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ｂ　約款に定めるその他の投資制限

①　公社債の借入れ

１．信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。

２．前記１．は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。
４．前記１．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

② 資金の借入れ

１．信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
２．一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
４．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

３【投資リスク】

ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。
ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の６の規定）の適用はありません。

（１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・ＭＬＰ投資リスク

ファンドが実質的に投資するＭＬＰは、主として天然資源に関連する事業に投資するため、ＭＬＰの価格は、当該事業を取巻く環境・市況の変化ならびに金利変動等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。
ＭＬＰに関する法制度（税制等）の変更により収益性が低下する場合、ＭＬＰの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

・不動産投資信託（リート）投資リスク

保有不動産に関するリスク

リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。

リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。

金利変動リスク

リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。

また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。

信用リスク

リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。

リートおよび不動産等の法制度に関するリスク

リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・ＭＬＰの税制等に関する留意点

ＭＬＰの分配金の受取り時に米国における連邦税として、原則、分配金の21%を上限とした源泉徴収が行われます。その後、通常、年に１度、米国において税務申告を行うことにより、ＭＬＰへの投資を通じて得られる収益等に対する連邦税（所得税および支店利益税）の課税額が確定し、源泉徴収された額との調整が行われます。税務申告時に確定した連邦税の課税額が、分配金受取り時の源泉税額より小さくなった場合には源泉税の還付を申請し、源泉税額より大きくなった場合には追加納税を行います。また、連邦税のほかにＭＬＰが事業を行う州において州税の課税対象となります。

ＭＬＰの売却時に米国における連邦税として、売却代金に対して10%の源泉徴収が行われます。上記の分配金に対する源泉徴収と同様に税務申告で確定した課税額との調整が行われます。

税務申告にともなう還付や納税に備え、原則として、引当額を計上する計理処理を行います。

ただし、計上した引当額が、税務申告時に確定した税額と異なることがあります。

上記の税金の支払い、還付および計理処理により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

○　上記記載は、2023年6月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、ＭＬＰに適用される税制等の変更にともない変更される場合があります。

ＭＬＰに適用される法律または税制が変更された場合、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社は2023年5月末現在、ファンドの投資対象であるニッセイマネーマーケットマザーファンドを他のファンドを通じて実質的に6.9%保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

（2）投資リスク管理体制

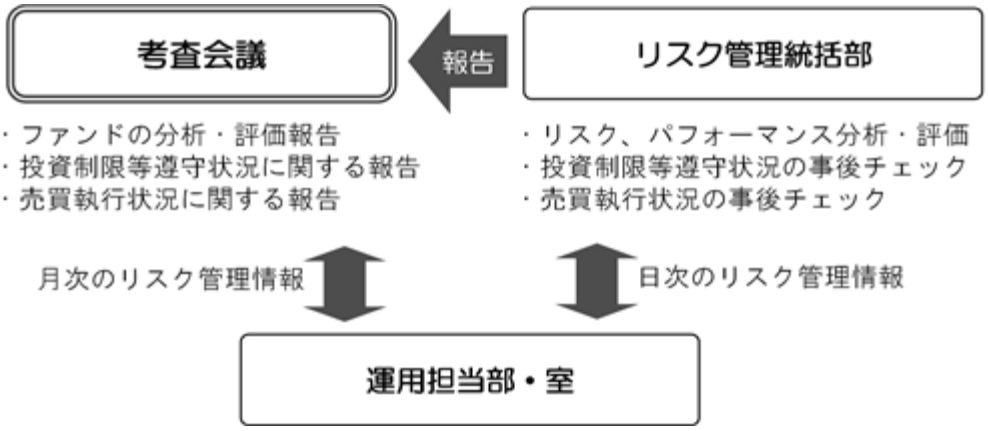

1．リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2．運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○　上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

＜流動性リスクに関する管理体制＞

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

◉ニッセイアメリカ高配当株ファンド(毎月決算型)

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

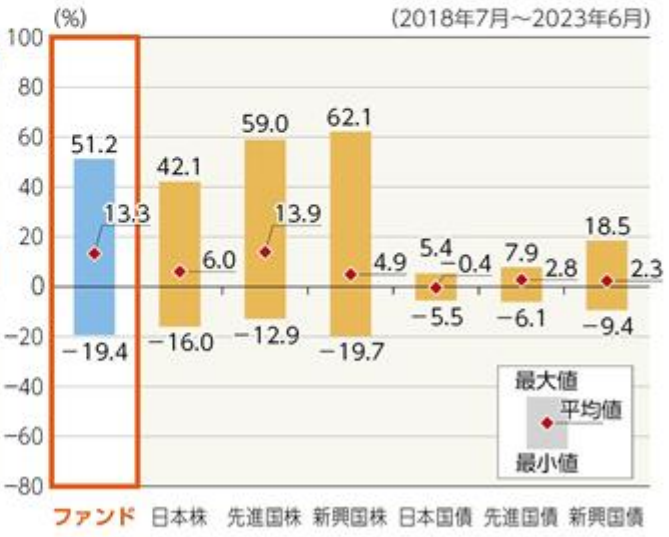

◉ニッセイアメリカ高配当株ファンド(年2回決算型)

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

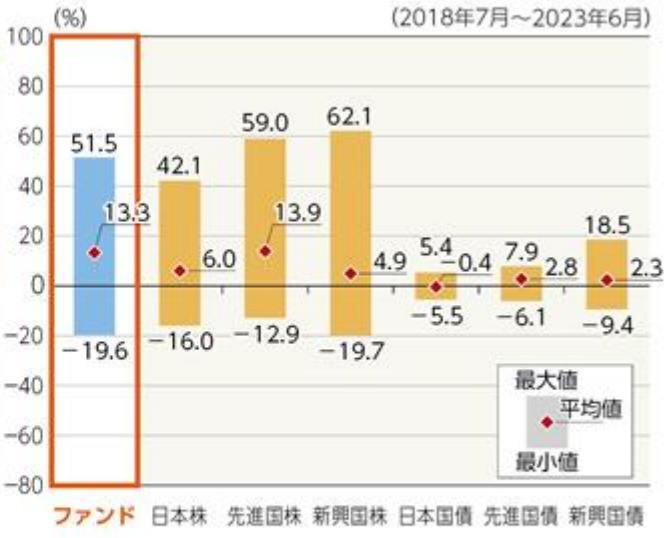

・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>
日 本 株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債 … NOMURA-BPI 国債
先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○ 手数料率は変更となる場合があります。

② 分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

④ スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

○ 販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

⑤ 前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター　０１２０-７６２-５０６
（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ　　https://www.nam.co.jp/

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.276%（税抜1.16%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.28%	0.85%	0.03%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（参考１）投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬率（年率）

フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）	0.638%（税抜0.58%）
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	ありません。

（参考２）指定投資信託証券を含めた実質的な信託報酬

信託財産の純資産総額に年1.914%（税抜1.74%）程度をかけた額となります。

○ 「実質的な信託報酬」とは、ファンドが投資対象とするフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）を100%組入れた場合の費用です。上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な信託報酬は変動します。

○ ファンドが投資対象とするフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

（4）【その他の手数料等】

① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。

② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0011%（税抜0.001%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0022%（税抜0.002%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0044%（税抜0.004%）
10億円以下 の部分	年 0.0110%（税抜0.010%）

③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

○ 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「４ 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

＜ご参考＞

「４ 手数料等及び税金」の「（１）申込手数料」から「（４）その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

分　　配　　時　：　分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。

解約請求・償還時　：　個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額※の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

買 取 請 求 時　：　買取請求時の買取価額と取得価額※の差益に対して課税されます。

※　申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

分　　配　　時　：　分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収※され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
※　外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

解約請求・償還・買 取 請 求 時　：　解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%　（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

○　確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

＜少額投資非課税制度について＞

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の対象です。

ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

ただし、2024年1月1日の税法の改正により、以降は一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、それぞれのファンドは2024年1月1日以降、以下の取扱いとなります。

・「毎月決算型」は、ＮＩＳＡの対象となりません。

・「年２回決算型」は、ＮＩＳＡ（成長投資枠（特定非課税管理勘定））の対象となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収※されます。

益金不算入制度の適用はありません。

※　外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%　（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出※されます。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※　同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
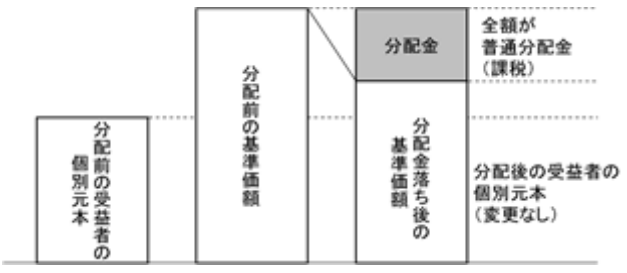	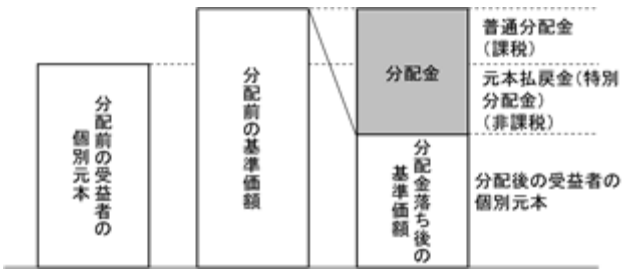
収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。	収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。

○　投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

2023年6月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		68,041,256,862	98.05
	内　日本	68,041,256,862	98.05
親投資信託受益証券		10,009	0.00
	内　日本	10,009	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,355,350,113	1.95
純資産総額		69,396,616,984	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

2023年6月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		15,971,154,278	97.92
	内　日本	15,971,154,278	97.92
親投資信託受益証券		10,009	0.00
	内　日本	10,009	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		339,114,505	2.08
純資産総額		16,310,278,792	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

2023年6月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		14,006,076	1.89
	内　日本	14,006,076	1.89
地方債証券		252,142,397	34.04
	内　日本	252,142,397	34.04
特殊債券		200,292,531	27.04
	内　日本	200,292,531	27.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		274,320,390	37.03
純資産総額		740,761,394	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

2023年6月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（適格機関投 日本	投資信託受益証券	60,043,467,051	1.1143 66,912,439,680	1.1332 68,041,256,862	－ －	98.05
2	ニッセイマネーマーケット　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	9,984	1.0025 10,009	1.0026 10,009	－ －	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年6月30日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
投資信託受益証券	国内		98.05
	小計		98.05
親投資信託受益証券	国内		0.00
	小計		0.00
合　計（対純資産総額比）			98.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

2023年6月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（適格機関投 日本	投資信託受益証券	14,093,853,052	1.1143 15,706,189,841	1.1332 15,971,154,278	－ －	97.92
2	ニッセイマネーマーケット　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	9,984	1.0025 10,009	1.0026 10,009	－ －	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年6月30日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
投資信託受益証券	国内		97.92
	小計		97.92
親投資信託受益証券	国内		0.00
	小計		0.00
合　計（対純資産総額比）			97.92

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

2023年6月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	第１３２回　共同発行市場公募地方債 日本	地方債証券	155,000,000	100.46 155,727,975	100.46 155,727,975	0.66 2024/3/25	21.02
2	第２０２回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券 日本	特殊債券	100,000,000	100.24 100,244,213	100.24 100,244,213	0.699 2023/10/31	13.53
3	第２６回　政保日本政策金融公庫債券 日本	特殊債券	100,000,000	100.04 100,048,318	100.04 100,048,318	0.911 2023/7/19	13.51
4	平成２５年度第１１回　埼玉県公募公債 日本	地方債証券	86,000,000	100.47 86,406,937	100.47 86,406,937	0.655 2024/3/26	11.66
5	第１１２１回　国庫短期証券 日本	国債証券	14,000,000	100.04 14,006,076	100.04 14,006,076	－ 2023/11/20	1.89
6	第３７４回　大阪府公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	100.07 10,007,485	100.07 10,007,485	0.938 2023/7/28	1.35

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年6月30日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
公社債券	国内	地方債証券	34.04
		特殊債券	27.04
		国債証券	1.89
	小計		62.97
合　計（対純資産総額比）			62.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

該当事項はありません。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

該当事項はありません。

（参考）

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

該当事項はありません。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）
該当事項はありません。

（参考）
ニッセイマネーマーケット　マザーファンド
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）
直近日（2023年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	１口当たりの純資産額（分配落）（円）	１口当たりの純資産額（分配付）（円）
第1特定期間末(2013年12月30日)	3,471,767,275	3,488,038,691	1.0668	1.0718
第2特定期間末(2014年6月30日)	4,549,537,402	4,570,749,946	1.0724	1.0774
第3特定期間末(2014年12月29日)	26,688,556,716	26,840,279,944	1.2313	1.2383
第4特定期間末(2015年6月29日)	25,393,842,931	25,611,672,412	1.1658	1.1758
第5特定期間末(2015年12月28日)	16,304,746,020	16,475,761,472	0.9534	0.9634
第6特定期間末(2016年6月28日)	22,908,015,446	23,206,946,226	0.7663	0.7763
第7特定期間末(2016年12月28日)	34,409,527,572	34,801,783,274	0.8772	0.8872
第8特定期間末(2017年6月28日)	49,289,943,832	49,919,412,022	0.7830	0.7930
第9特定期間末(2017年12月28日)	48,482,007,963	49,123,570,544	0.7557	0.7657
第10特定期間末(2018年6月28日)	34,950,038,024	35,467,216,211	0.6758	0.6858
第11特定期間末(2018年12月28日)	25,090,597,242	25,516,718,146	0.5888	0.5988
第12特定期間末(2019年6月28日)	27,454,610,699	27,757,898,822	0.6337	0.6407
第13特定期間末(2019年12月30日)	64,143,280,511	64,831,882,813	0.6520	0.6590
第14特定期間末(2020年6月29日)	60,628,810,553	61,493,435,837	0.4909	0.4979
第15特定期間末(2020年12月28日)	63,984,439,963	64,599,379,767	0.5202	0.5252
第16特定期間末(2021年6月28日)	65,273,310,766	65,804,575,925	0.6143	0.6193
第17特定期間末(2021年12月28日)	55,044,500,175	55,456,214,507	0.6685	0.6735
第18特定期間末(2022年6月28日)	43,168,550,880	43,490,677,202	0.6701	0.6751

第19特定期間末 (2022年12月28日)	57,662,651,356	58,105,786,867	0.6506	0.6556
第20特定期間末 (2023年6月28日)	67,986,942,403	68,467,759,825	0.7070	0.7120
2022年6月末日	42,908,501,174	－	0.6673	－
7月末日	46,160,430,719	－	0.6995	－
8月末日	49,297,321,521	－	0.7013	－
9月末日	49,449,816,496	－	0.6645	－
10月末日	58,243,330,920	－	0.7254	－
11月末日	58,808,940,388	－	0.6937	－
12月末日	57,550,914,165	－	0.6461	－
2023年1月末日	58,012,525,980	－	0.6506	－
2月末日	59,716,053,050	－	0.6674	－
3月末日	59,717,721,660	－	0.6461	－
4月末日	60,720,852,681	－	0.6509	－
5月末日	63,336,414,919	－	0.6700	－
6月末日	69,396,616,984	－	0.7186	－

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

直近日（2023年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 (2013年12月30日)	222,606,142	222,606,142	1.0990	1.0990
第2計算期間末 (2014年6月30日)	298,366,125	298,366,125	1.1373	1.1373
第3計算期間末 (2014年12月29日)	1,494,860,287	1,494,860,287	1.3540	1.3540
第4計算期間末 (2015年6月29日)	1,082,958,858	1,082,958,858	1.3471	1.3471
第5計算期間末 (2015年12月28日)	697,646,267	697,646,267	1.1692	1.1692
第6計算期間末 (2016年6月28日)	1,393,562,059	1,393,562,059	1.0107	1.0107
第7計算期間末 (2016年12月28日)	2,522,770,969	2,522,770,969	1.2442	1.2442
第8計算期間末 (2017年6月28日)	4,222,411,747	4,222,411,747	1.1947	1.1947
第9計算期間末 (2017年12月28日)	3,411,890,228	3,411,890,228	1.2477	1.2477
第10計算期間末 (2018年6月28日)	2,808,552,703	2,808,552,703	1.2181	1.2181
第11計算期間末 (2018年12月28日)	2,731,337,114	2,731,337,114	1.1598	1.1598
第12計算期間末 (2019年6月28日)	1,937,234,534	1,937,234,534	1.3309	1.3309
第13計算期間末 (2019年12月30日)	5,948,530,585	5,948,530,585	1.4614	1.4614

第14計算期間末 (2020年6月29日)	**6,894,914,776**	**6,894,914,776**	**1.1900**	**1.1900**
第15計算期間末 (2020年12月28日)	**7,389,787,654**	**7,389,787,654**	**1.3378**	**1.3378**
第16計算期間末 (2021年6月28日)	**7,343,945,022**	**7,343,945,022**	**1.6653**	**1.6653**
第17計算期間末 (2021年12月28日)	**6,672,938,572**	**6,672,938,572**	**1.9011**	**1.9011**
第18計算期間末 (2022年6月28日)	**10,322,483,143**	**10,322,483,143**	**1.9961**	**1.9961**
第19計算期間末 (2022年12月28日)	**14,022,942,706**	**14,022,942,706**	**2.0261**	**2.0261**
第20計算期間末 (2023年6月28日)	**15,970,817,882**	**15,970,817,882**	**2.3060**	**2.3060**
2022年6月末日	**10,347,544,080**	**－**	**1.9881**	**－**
7月末日	**11,233,953,646**	**－**	**2.0998**	**－**
8月末日	**11,990,848,972**	**－**	**2.1201**	**－**
9月末日	**12,540,914,311**	**－**	**2.0246**	**－**
10月末日	**14,758,086,895**	**－**	**2.2275**	**－**
11月末日	**14,387,457,505**	**－**	**2.1442**	**－**
12月末日	**13,937,767,108**	**－**	**2.0119**	**－**
2023年1月末日	**14,268,112,972**	**－**	**2.0415**	**－**
2月末日	**14,845,288,967**	**－**	**2.1096**	**－**
3月末日	**14,769,170,565**	**－**	**2.0588**	**－**
4月末日	**15,250,878,888**	**－**	**2.0903**	**－**
5月末日	**15,521,717,235**	**－**	**2.1688**	**－**
6月末日	**16,310,278,792**	**－**	**2.3439**	**－**

②【分配の推移】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

	１口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0250
第2特定期間	0.0300
第3特定期間	0.0380
第4特定期間	0.0600
第5特定期間	0.0600
第6特定期間	0.0600
第7特定期間	0.0600
第8特定期間	0.0600
第9特定期間	0.0600
第10特定期間	0.0600
第11特定期間	0.0600
第12特定期間	0.0420
第13特定期間	0.0420
第14特定期間	0.0420
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0300
第18特定期間	0.0300
第19特定期間	0.0300
第20特定期間	0.0300

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

	１口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

	収益率（%）
第1特定期間	9.2
第2特定期間	3.3
第3特定期間	18.4
第4特定期間	△0.4
第5特定期間	△13.1
第6特定期間	△13.3
第7特定期間	22.3
第8特定期間	△3.9
第9特定期間	4.2
第10特定期間	△2.6
第11特定期間	△4.0
第12特定期間	14.8
第13特定期間	9.5
第14特定期間	△18.3
第15特定期間	12.1
第16特定期間	23.9
第17特定期間	13.7
第18特定期間	4.7
第19特定期間	1.6
第20特定期間	13.3

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています。（第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

	収益率（%）
第1計算期間	9.9
第2計算期間	3.5
第3計算期間	19.1
第4計算期間	△0.5
第5計算期間	△13.2
第6計算期間	△13.6
第7計算期間	23.1
第8計算期間	△4.0
第9計算期間	4.4
第10計算期間	△2.4
第11計算期間	△4.8
第12計算期間	14.8
第13計算期間	9.8
第14計算期間	△18.6
第15計算期間	12.4
第16計算期間	24.5
第17計算期間	14.2
第18計算期間	5.0
第19計算期間	1.5
第20計算期間	13.8

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

（４）【設定及び解約の実績】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1特定期間	3,847,457,891	593,174,587	3,254,283,304
第2特定期間	2,394,278,281	1,406,052,749	4,242,508,836
第3特定期間	44,308,582,673	26,876,344,586	21,674,746,923
第4特定期間	10,789,236,644	10,681,035,402	21,782,948,165
第5特定期間	3,577,984,673	8,259,387,571	17,101,545,267
第6特定期間	18,194,956,028	5,403,423,274	29,893,078,021
第7特定期間	28,828,587,613	19,496,095,340	39,225,570,294
第8特定期間	39,983,753,918	16,262,505,190	62,946,819,022
第9特定期間	17,951,369,941	16,741,930,837	64,156,258,126
第10特定期間	8,647,292,242	21,085,731,621	51,717,818,747
第11特定期間	15,583,140,139	24,688,868,474	42,612,090,412
第12特定期間	13,159,832,342	12,445,047,941	43,326,874,813
第13特定期間	65,594,071,185	10,549,188,516	98,371,757,482
第14特定期間	36,883,847,430	11,737,707,143	123,517,897,769
第15特定期間	7,555,204,341	8,085,141,125	122,987,960,985
第16特定期間	13,207,979,011	29,942,908,097	106,253,031,899
第17特定期間	5,762,255,773	29,672,421,207	82,342,866,465
第18特定期間	5,868,479,234	23,786,081,133	64,425,264,566
第19特定期間	34,054,069,669	9,852,231,863	88,627,102,372
第20特定期間	14,720,904,316	7,184,522,252	96,163,484,436

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	235,576,206	33,028,307	202,547,899
第2計算期間	79,702,729	19,898,336	262,352,292
第3計算期間	1,930,543,296	1,088,843,161	1,104,052,427
第4計算期間	256,684,735	556,800,878	803,936,284
第5計算期間	118,381,449	325,606,490	596,711,243
第6計算期間	954,295,023	172,150,180	1,378,856,086
第7計算期間	1,676,425,102	1,027,703,526	2,027,577,662
第8計算期間	2,392,165,620	885,498,848	3,534,244,434
第9計算期間	721,018,838	1,520,789,075	2,734,474,197
第10計算期間	765,133,153	1,193,864,820	2,305,742,530
第11計算期間	1,563,307,067	1,513,975,468	2,355,074,129
第12計算期間	422,966,717	1,322,480,951	1,455,559,895
第13計算期間	3,249,581,903	634,713,978	4,070,427,820
第14計算期間	3,006,360,900	1,282,867,824	5,793,920,896
第15計算期間	639,335,169	909,285,562	5,523,970,503
第16計算期間	1,264,482,952	2,378,485,585	4,409,967,870
第17計算期間	1,094,854,739	1,994,735,350	3,510,087,259
第18計算期間	3,656,961,347	1,995,605,775	5,171,442,831
第19計算期間	3,241,379,950	1,491,827,660	6,920,995,121
第20計算期間	1,630,369,182	1,625,554,677	6,925,809,626

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜参考情報＞

3.運用実績

2023年6月末現在

●基準価額・純資産の推移

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

・基準価額は実質的な運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

基準価額	7,186円
純資産総額	693億円

●分配の推移　1万口当り（税引前）

2023年２月	50円
2023年３月	50円
2023年４月	50円
2023年５月	50円
2023年６月	50円
直近1年間累計	600円
設定来累計	8,790円

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年2回決算型）

・基準価額は実質的な運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

基準価額	23,439円
純資産総額	163億円

●分配の推移　1万口当り（税引前）

2021年６月	0円
2021年12月	0円
2022年６月	0円
2022年12月	0円
2023年６月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●組入比率

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）	98.0%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	2.0%

・比率は対純資産総額比です。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年2回決算型）

フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）	97.9%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	2.1%

・比率は対純資産総額比です。

ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●年間収益率の推移

ニッセイアメリカ高配当株ファンド(毎月決算型)

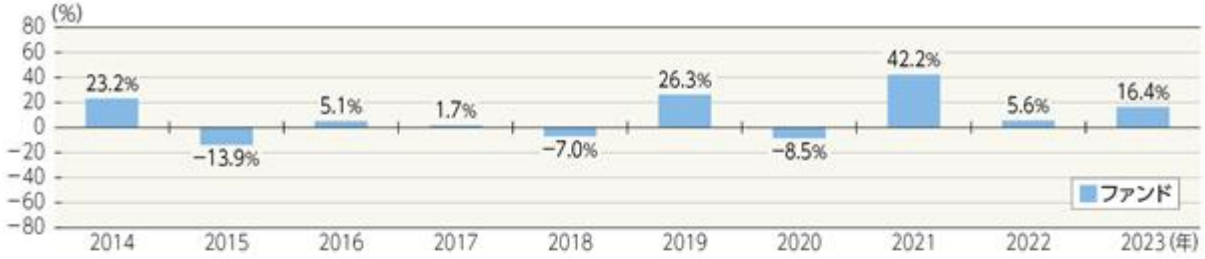

ニッセイアメリカ高配当株ファンド(年2回決算型)

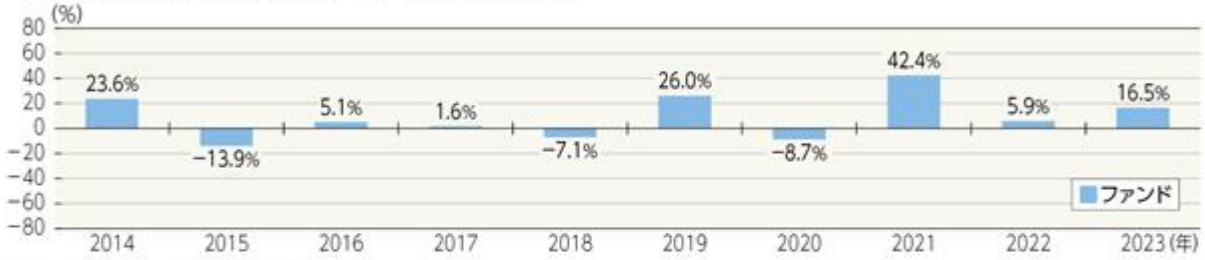

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

◉投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)

	銘柄	業種	比率
1	マイクロソフト	情報技術	5.4%
2	アップル	情報技術	4.8%
3	エナジー・トランスファー	エネルギー	4.6%
4	マゼラン・ミッドストリーム・パートナーズ	エネルギー	4.1%
5	エンタープライズ・プロダクツ・パートナーズ	エネルギー	4.0%
6	ブロードコム	情報技術	4.0%
7	ブラックストーン	金融	2.9%
8	ウィリアムズ	エネルギー	2.9%
9	オラクル	情報技術	2.8%
10	KKR	金融	2.4%

・上記ファンドのマザーファンドの状況を表示しています。
・上記ファンドの運用会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の資料(現地月末前日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。
・比率は対組入株式等(MLP、リートを含む)評価額比です。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

	銘柄	種別	比率
1	第132回　共同発行市場公募地方債	地方債	33.4%
2	第202回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	特殊債	21.5%
3	第26回　政保日本政策金融公庫債券	特殊債	21.4%
4	平成25年度第11回　埼玉県公募公債	地方債	18.5%
5	第1121回　国庫短期証券	国債	3.0%

・比率は対組入債券評価額比です。

ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①　申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、申込日または申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付け（スイッチングの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後３時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所※の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります（スイッチングの場合も含みます）。

※　金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

②　取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の２つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③　申込単位

各販売会社が定める単位とします。

○　販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④　申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○　手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

○　販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

⑦　その他

１．ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

２．定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

３．償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

４．換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

５．スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

○　保有しているファンドの換金の際に税金が差引かれます。税金についての詳細は「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご確認ください。

６．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター　０１２０-７６２-５０６
（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ　　https://www.nam.co.jp/

２【換金（解約）手続等】

①　換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、換金申込日または換金申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付け（スイッチングの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後３時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります（スイッチングの場合も含みます）。

②　換金方法

「解約請求」および「買取請求」の２つの方法があります。

③　換金単位

各販売会社が定める単位とします。

○　販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④　換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○　換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご確認ください。

○　換金手数料はありません。

⑤　信託財産留保額

ありません。

⑥　支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として７営業日目からお支払いします。

⑦　その他

１．受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

２．換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。

３．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター　０１２０-７６２-５０６
（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ　　https://www.nam.co.jp/

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

②　ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
指定投資信託証券	計算日の基準価額で評価します。

③　外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④　予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

⑤　基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥　基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。
ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター　０１２０-７６２-５０６
（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ　　https://www.nam.co.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

「毎月決算型」
2013年7月10日から2028年6月28日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
「年２回決算型」
2013年7月10日から2044年6月28日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

「毎月決算型」
原則として、毎月29日から翌月28日までとします。
「年２回決算型」
毎年6月29日から12月28日まで、および12月29日から翌年6月28日までとします。
上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

①　繰上償還

１．委託会社は、ファンドが主要投資対象とする投資信託証券である「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ⅰ．受益権の口数が10億口を下回っている場合

ⅱ．この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

ⅲ．やむを得ない事情が発生したとき

３．委託会社は、前記２．により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

４．前記３．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該４．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

５．前記３．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

６．前記３．から５．までの規定は、前記１．の規定に基づき信託契約を解約するとき、あるいは委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記３．から５．までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

７．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。

８．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「②　約款の変更等　２．」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

９．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②　約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。

10．償還金については、原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までにお支払いします。

②　約款の変更等

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「②　約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２．委託会社は、前記１．の事項（前記１．の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）に

ついて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

３．前記２．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該３．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。

４．前記２．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

５．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

６．前記２．から５．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

７．前記１．から６．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

８．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記１．から７．までの規定にしたがいます。

③　反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「①　繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「②　約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

④　公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（https://www.nam.co.jp/）に掲載します。

○　電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤　運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの６月および12月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（https://www.nam.co.jp/）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

⑥　信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦　関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、１年毎に自動更新されます。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「２　換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

（６）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

①　他の受益者の氏名または名称および住所
②　他の受益者が有する受益権の内容

第３【ファンドの経理状況】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2022年12月29日から2023年6月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2022年12月29日から2023年6月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

１【財務諸表】

【ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19特定期間 2022年12月28日現在	第20特定期間 2023年6月28日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,105,937	93,990,711
コール・ローン	1,806,112,196	2,268,214,075
投資信託受益証券	56,459,472,412	66,450,989,680
親投資信託受益証券	10,011	10,009
流動資産合計	58,269,700,556	68,813,204,475
資産合計	58,269,700,556	68,813,204,475
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	443,135,511	480,817,422
未払解約金	102,548,737	276,579,792
未払受託者報酬	1,584,964	1,778,788
未払委託者報酬	59,700,471	67,001,188
その他未払費用	79,517	84,882
流動負債合計	607,049,200	826,262,072
負債合計	607,049,200	826,262,072
純資産の部		
元本等		
元本	88,627,102,372	96,163,484,436
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△30,964,451,016	△28,176,542,033
（分配準備積立金）	6,361,282,772	6,855,199,001
元本等合計	57,662,651,356	67,986,942,403
純資産合計	57,662,651,356	67,986,942,403
負債純資産合計	58,269,700,556	68,813,204,475

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19特定期間 自　2022年6月29日 至　2022年12月28日	第20特定期間 自　2022年12月29日 至　2023年6月28日
営業収益		
受取配当金	1,738,696,560	2,090,087,714
受取利息	11,155	14,146
有価証券売買等損益	△1,497,846,757	6,444,557,266
営業収益合計	240,860,958	8,534,659,126
営業費用		
支払利息	484,259	296,045
受託者報酬	8,596,307	9,966,512
委託者報酬	323,796,368	375,406,756
その他費用	450,676	486,829
営業費用合計	333,327,610	386,156,142
営業利益又は営業損失（△）	△92,466,652	8,148,502,984
経常利益又は経常損失（△）	△92,466,652	8,148,502,984
当期純利益又は当期純損失（△）	△92,466,652	8,148,502,984
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	41,156,352	72,176,298
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△21,256,713,686	△30,964,451,016
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,060,625,818	2,474,549,466
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,060,625,818	2,474,549,466
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,322,719,620	4,989,603,401
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,322,719,620	4,989,603,401
分配金	2,312,020,524	2,773,363,768
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△30,964,451,016	△28,176,542,033

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第20特定期間 自　2022年12月29日 至　2023年6月28日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第19特定期間 2022年12月28日現在	第20特定期間 2023年6月28日現在
１．　期首元本額	64,425,264,566円	88,627,102,372円
期中追加設定元本額	34,054,069,669円	14,720,904,316円
期中一部解約元本額	9,852,231,863円	7,184,522,252円
２．　受益権の総数	88,627,102,372口	96,163,484,436口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は30,964,451,016円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は28,176,542,033円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第19特定期間 自　2022年6月29日 至　2022年12月28日	第20特定期間 自　2022年12月29日 至　2023年6月28日
１．　分配金の計算過程	（自2022年6月29日　至2022年7月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（241,370,130円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,077,830,489円）、収益調整金（7,645,909,621円）及び分配準備積立金（5,601,228,295円）より分配対象収益は14,566,338,535円（1万口当たり2,216.35円）であり、うち328,610,993円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自2022年7月29日　至2022年8月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（250,450,268円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,110,493,706円）、収益調整金（8,692,114,127円）及び分配準備積立金（6,436,424,488円）より分配対象収益は16,489,482,589円（1万口当たり2,362.16円）であり、うち349,034,384円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自2022年8月30日　至2022年9月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（224,135,032円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（9,845,019,563円）及び分配準備積立金（7,291,075,843円）より分配対象収益は17,360,230,438円（1万口当たり2,343.17円）であり、うち370,443,893円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	（自2022年12月29日　至2023年1月30日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（317,280,328円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（13,694,384,591円）及び分配準備積立金（6,294,325,855円）より分配対象収益は20,305,990,774円（1万口当たり2,277.74円）であり、うち445,748,652円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自2023年1月31日　至2023年2月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（326,850,934円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（13,817,058,525円）及び分配準備積立金（6,117,580,510円）より分配対象収益は20,261,489,969円（1万口当たり2,264.32円）であり、うち447,407,849円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自2023年3月1日　至2023年3月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（286,524,871円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（14,450,680,210円）及び分配準備積立金（5,941,996,156円）より分配対象収益は20,679,201,237円（1万口当たり2,245.90円）であり、うち460,376,230円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

	（自2022年9月29日　至2022年10月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（291,549,682円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（11,343,822,213円）及び分配準備積立金（7,009,773,488円）より分配対象収益は18,645,145,383円（1万口当たり2,330.46円）であり、うち400,030,962円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自2022年10月29日　至2022年11月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（255,073,094円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,393,580,760円）及び分配準備積立金（6,799,323,529円）より分配対象収益は19,447,977,383円（1万口当たり2,311.03円）であり、うち420,764,781円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自2022年11月29日　至2022年12月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（272,002,272円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（13,509,584,366円）及び分配準備積立金（6,532,416,011円）より分配対象収益は20,314,002,649円（1万口当たり2,292.08円）であり、うち443,135,511円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	（自2023年3月29日　至2023年4月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（344,837,931円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（14,793,598,599円）及び分配準備積立金（5,693,147,026円）より分配対象収益は20,831,583,556円（1万口当たり2,233.05円）であり、うち466,437,888円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自2023年4月29日　至2023年5月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（344,446,393円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（15,143,314,191円）及び分配準備積立金（5,491,887,897円）より分配対象収益は20,979,648,481円（1万口当たり2,219.71円）であり、うち472,575,727円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自2023年5月30日　至2023年6月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（349,038,685円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,742,666,222円）、収益調整金（15,625,234,011円）及び分配準備積立金（5,244,311,516円）より分配対象収益は22,961,250,434円（1万口当たり2,387.73円）であり、うち480,817,422円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第19特定期間 自　2022年6月29日 至　2022年12月28日	第20特定期間 自　2022年12月29日 至　2023年6月28日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第19特定期間 2022年12月28日現在	第20特定期間 2023年6月28日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第19特定期間 2022年12月28日現在	第20特定期間 2023年6月28日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△4,235,337,031	3,225,533,453
親投資信託受益証券	－	－
合計	△4,235,337,031	3,225,533,453

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第19特定期間 2022年12月28日現在	第20特定期間 2023年6月28日現在
1口当たり純資産額	0.6506円	0.7070円
（1万口当たり純資産額）	(6,506円)	(7,070円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年6月28日現在

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）	59,629,387,725	66,450,989,680	
投資信託受益証券　合計		59,629,387,725	66,450,989,680	
親投資信託受益証券	ニッセイマネーマーケット　マザーファンド	9,984	10,009	
親投資信託受益証券　合計		9,984	10,009	
合計			66,450,999,689	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 2022年12月28日現在	第20期 2023年6月28日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	747,077	25,455,256
コール・ローン	328,623,107	614,294,434
投資信託受益証券	13,795,223,162	15,820,399,840
親投資信託受益証券	10,011	10,009
未収入金	－	126,670,000
流動資産合計	14,124,603,357	16,586,829,539
資産合計	14,124,603,357	16,586,829,539
負債の部		
流動負債		
未払解約金	19,494,875	520,954,618
未払受託者報酬	2,119,380	2,452,504
未払委託者報酬	79,831,781	92,379,546
その他未払費用	214,615	224,989
流動負債合計	101,660,651	616,011,657
負債合計	101,660,651	616,011,657
純資産の部		
元本等		
元本	6,920,995,121	6,925,809,626
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,101,947,585	9,045,008,256
（分配準備積立金）	1,203,302,220	2,371,862,816
元本等合計	14,022,942,706	15,970,817,882
純資産合計	14,022,942,706	15,970,817,882
負債純資産合計	14,124,603,357	16,586,829,539

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自　2022年6月29日 至　2022年12月28日	第20期 自　2022年12月29日 至　2023年6月28日
営業収益		
受取配当金	429,787,631	513,303,764
受取利息	3,199	3,643
有価証券売買等損益	△342,546,847	1,573,516,676
営業収益合計	87,243,983	2,086,824,083
営業費用		
支払利息	124,674	89,358
受託者報酬	2,119,380	2,452,504
委託者報酬	79,831,781	92,379,546
その他費用	219,464	227,803
営業費用合計	82,295,299	95,149,211
営業利益又は営業損失（△）	4,948,684	1,991,674,872
経常利益又は経常損失（△）	4,948,684	1,991,674,872
当期純利益又は当期純損失（△）	4,948,684	1,991,674,872
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	157,502,508	200,087,312
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,151,040,312	7,101,947,585
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,624,212,042	1,832,615,614
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,624,212,042	1,832,615,614
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,520,750,945	1,681,142,503
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,520,750,945	1,681,142,503
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,101,947,585	9,045,008,256

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第20期 自　2022年12月29日 至　2023年6月28日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第19期 2022年12月28日現在	第20期 2023年6月28日現在
１．　期首元本額	5,171,442,831円	6,920,995,121円
期中追加設定元本額	3,241,379,950円	1,630,369,182円
期中一部解約元本額	1,491,827,660円	1,625,554,677円
２．　受益権の総数	6,920,995,121口	6,925,809,626口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第19期 自　2022年6月29日 至　2022年12月28日	第20期 自　2022年12月29日 至　2023年6月28日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（321,575,927円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（10,132,903,664円）及び分配準備積立金（881,726,293円）より分配対象収益は11,336,205,884円（1万口当たり16,379.44円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（430,072,711円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（984,202,524円）、収益調整金（10,435,872,466円）及び分配準備積立金（957,587,581円）より分配対象収益は12,807,735,282円（1万口当たり18,492.76円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第19期 自　2022年6月29日 至　2022年12月28日	第20期 自　2022年12月29日 至　2023年6月28日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 2022年12月28日現在	第20期 2023年6月28日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第19期 2022年12月28日現在	第20期 2023年6月28日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△359,826,100	1,533,192,505
親投資信託受益証券	△1	△2
合計	△359,826,101	1,533,192,503

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第19期 2022年12月28日現在	第20期 2023年6月28日現在
1口当たり純資産額	2.0261円	2.3060円
（1万口当たり純資産額）	(20,261円)	(23,060円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年6月28日現在

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）	14,196,338,694	15,820,399,840	
投資信託受益証券　合計		14,196,338,694	15,820,399,840	
親投資信託受益証券	ニッセイマネーマーケット　マザーファンド	9,984	10,009	
親投資信託受益証券　合計		9,984	10,009	
合計			15,820,409,849	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）」、「ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）」は、「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」投資信託証券及び「ニッセイマネーマーケット　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「親投資信託受益証券」は、すべて同投資信託の受益証券及び同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における直近の同投資信託及び同親投資信託の状況は以下の通りでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」の状況

「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」は、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用する追加型証券投資信託であり、同投資信託の特定期間は原則として、毎年2月21日から8月20日まで及び8月21日から翌年2月20日までであります。

１財務諸表

フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	前期 2022年 8月22日現在	当期 2023年 2月20日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	60,425,683,981	74,340,006,076
流動資産合計	60,425,683,981	74,340,006,076
資産合計	60,425,683,981	74,340,006,076
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	324,550,988	424,213,748
未払受託者報酬	1,636,934	1,955,388
未払委託者報酬	31,101,777	37,152,371
その他未払費用	981,070	911,046
流動負債合計	358,270,769	464,232,553
負債合計	358,270,769	464,232,553
純資産の部		
元本等		
元本	54,091,831,405	70,702,291,456
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,975,581,807	3,173,482,067
（分配準備積立金）	14,389,320,197	12,980,450,050
元本等合計	60,067,413,212	73,875,773,523
純資産合計	60,067,413,212	73,875,773,523
負債純資産合計	60,425,683,981	74,340,006,076

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	前期 自　2022年 2月22日 至　2022年 8月22日	当期 自　2022年 8月23日 至　2023年 2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	10,775,410,410	△1,284,360,234
営業収益合計	10,775,410,410	△1,284,360,234
営業費用		
受託者報酬	8,577,343	10,838,083
委託者報酬	162,969,505	205,923,490
その他費用	5,361,491	5,342,440
営業費用合計	176,908,339	222,104,013
営業利益又は営業損失（△）	10,598,502,071	△1,506,464,247
経常利益又は経常損失（△）	10,598,502,071	△1,506,464,247
当期純利益又は当期純損失（△）	10,598,502,071	△1,506,464,247
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	131,093,234	4,771,162
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,003,416,647	5,975,581,807
剰余金増加額又は欠損金減少額	517,511,490	1,118,074,423
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	182,506,102	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	335,005,388	1,118,074,423
剰余金減少額又は欠損金増加額	117,812,655	26,363,294
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	110,013,773	18,695,425
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,798,882	7,667,869
分配金	1,888,109,218	2,382,575,460
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,975,581,807	3,173,482,067

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自 2022年 8月23日　至 2023年 2月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2022年 8月20日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日は2022年 8月22日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2022年 8月22日現在	当期 2023年 2月20日現在
1.　特定期間の末日における受益権の総数 54,091,831,405口	1.　特定期間の末日における受益権の総数 70,702,291,456口
2.　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2.　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
一口当たり純資産額　1.1105円	一口当たり純資産額　1.0449円
(一万口当たり純資産額)　(11,105円)	(一万口当たり純資産額)　(10,449円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 2022年 2月22日 至 2022年 8月22日	当期 自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、純資産総額に対して年率0.30%の額を支払っております。	同左
2.分配金の計算過程	2022年 2月22日から 2022年 3月22日までの計算期間	2022年 8月23日から 2022年 9月20日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	165,744,287円	122,313,848円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,853,674,639円	－円
収益調整金額	10,018,923,973円	13,974,417,834円
分配準備積立金額	8,021,069,569円	14,389,320,197円
当ファンドの分配対象収益額	20,059,412,468円	28,486,051,879円
当ファンドの期末残存口数	52,601,822,943口	58,013,668,273口
1万口当たり収益分配対象額	3,813.43円	4,910.22円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	315,610,937円	348,082,009円
	2022年 3月23日から 2022年 4月20日までの計算期間	2022年 9月21日から 2022年10月20日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	65,043,467円	69,065,561円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	4,922,938,988円	－円
収益調整金額	10,177,519,987円	16,073,968,192円
分配準備積立金額	9,338,417,624円	14,163,552,036円

当ファンドの分配対象収益額	24,503,920,066円	30,306,585,789円
当ファンドの期末残存口数	51,991,702,592口	62,335,530,556口
1万口当たり収益分配対象額	4,713.03円	4,861.84円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	311,950,215円	374,013,183円
	2022年 4月21日から	2022年10月21日から
	2022年 5月20日まで の計算期間	2022年11月21日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	215,144,213円	300,653,344円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	10,717,386,723円	17,948,171,555円
分配準備積立金額	13,697,197,681円	13,805,818,652円
当ファンドの分配対象収益額	24,629,728,617円	32,054,643,551円
当ファンドの期末残存口数	52,461,345,918口	66,106,302,717口
1万口当たり収益分配対象額	4,694.83円	4,848.94円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	314,768,075円	396,637,816円
	2022年 5月21日から	2022年11月22日から
	2022年 6月20日まで の計算期間	2022年12月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	108,771,232円	157,620,073円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	10,819,445,735円	19,509,608,322円
分配準備積立金額	13,293,435,012円	13,709,834,180円
当ファンドの分配対象収益額	24,221,651,979円	33,377,062,575円
当ファンドの期末残存口数	52,024,538,205口	69,353,069,819口
1万口当たり収益分配対象額	4,655.81円	4,812.62円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	312,147,229円	416,118,418円
	2022年 6月21日から	2022年12月21日から
	2022年 7月20日まで の計算期間	2023年 1月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	487,188,074円	62,856,128円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	10,849,408,729円	20,095,985,260円
分配準備積立金額	12,827,577,924円	13,451,335,835円
当ファンドの分配対象収益額	24,164,174,727円	33,610,177,223円
当ファンドの期末残存口数	51,513,629,123口	70,585,047,688口
1万口当たり収益分配対象額	4,690.82円	4,761.65円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	309,081,774円	423,510,286円
	2022年 7月21日から	2023年 1月21日から
	2022年 8月22日まで の計算期間	2023年 2月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	267,170,429円	313,982,121円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,441,016,532円	－円
収益調整金額	12,051,028,901円	20,151,231,312円

分配準備積立金額	13,005,684,224円	13,090,681,677円
当ファンドの分配対象収益額	26,764,900,086円	33,555,895,110円
当ファンドの期末残存口数	54,091,831,405口	70,702,291,456口
1万口当たり収益分配対象額	4,948.03円	4,746.08円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	324,550,988円	424,213,748円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2022年 2月22日 至 2022年 8月22日	当期 自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、出資金(MLP)の価格変動リスク、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1.パフォーマンス評価 2.リスク分析 3.運用ガイドラインチェック 4.その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2022年 2月22日 至 2022年 8月22日	当期 自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1　元本の移動

項目	前期 自 2022年 2月22日 至 2022年 8月22日	当期 自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日
期首元本額	54,699,106,984円	54,091,831,405円
期中追加設定元本額	7,258,703,496円	16,855,213,461円
期中解約元本額	7,865,979,075円	244,753,410円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 2022年 8月22日現在	当期 2023年 2月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,184,541,714	5,416,154,772
合計	3,184,541,714	5,416,154,772

3　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド	25,713,398,387	74,340,006,076	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.6%	25,713,398,387	74,340,006,076 100.0%	
合計				74,340,006,076	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンドの計算期間はフランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）の計算期間とは異なり、毎年2月21日から翌年2月20日までであります。

フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2022年 8月22日現在	2023年 2月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	6,422,934,744	7,018,916,017
コール・ローン	2,870,853,466	1,190,982,181
出資金	18,449,469,500	19,434,403,034
株式	63,728,263,845	76,449,208,061
投資証券	7,031,965,041	7,420,318,807
派生商品評価勘定	7,583,940	-
未収配当金	108,680,085	211,363,485
流動資産合計	98,619,750,621	111,725,191,585
資産合計	98,619,750,621	111,725,191,585
負債の部		
流動負債		
未払金	-	14,843,339
未払解約金	123,286,516	67,457,446
未払利息	5,691	2,841
その他未払費用	140,282,563	176,215,551
流動負債合計	263,574,770	258,519,177
負債合計	263,574,770	258,519,177
純資産の部		
元本等		
元本	33,241,633,635	38,554,981,160
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	65,114,542,216	72,911,691,248
元本等合計	98,356,175,851	111,466,672,408
純資産合計	98,356,175,851	111,466,672,408

負債純資産合計	**98,619,750,621**	**111,725,191,585**

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2022年 8月23日　至 2023年 2月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	出資金(MLP)・株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1)出資金(MLP)・投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)株式 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2022年 2月22日 至 2022年 8月22日	自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日
MLP投資にかかる税金費用 （当計算期間の財務諸表に開示した金額） 未払費用　140,282,563円 （財務諸表利用者の理解に資するその他の情報） 貸借対照表に計上された未払費用は、当ファンドが保有するアメリカ合衆国のMLPから生じた配当に係る税金の支払に備えるための見積り計上額です。 保有するMLPからの配当金額に、観察できる情報をもとに見積もった実効税率を乗じた額から、アメリカ合衆国での源泉徴収税額を控除して未払費用を算出しております。 税金費用は年度の税務申告にて確定するため、翌期以降の計算期間にて追加の税金費用計上または還付等による収益計上が発生する可能性があります。 上記記載は、期末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。	MLP投資にかかる税金費用 （当計算期間の財務諸表に開示した金額） 未払費用　176,215,551円 （財務諸表利用者の理解に資するその他の情報） 貸借対照表に計上された未払費用は、当ファンドが保有するアメリカ合衆国のMLPから生じた配当に係る税金の支払に備えるための見積り計上額です。 保有するMLPからの配当金額に、観察できる情報をもとに見積もった実効税率を乗じた額から、アメリカ合衆国での源泉徴収税額を控除して未払費用を算出しております。 税金費用は年度の税務申告にて確定するため、翌期以降の計算期間にて追加の税金費用計上または還付等による収益計上が発生する可能性があります。 上記記載は、期末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 8月22日現在	2023年 2月20日現在
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 33,241,633,635口	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 38,554,981,160口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 2.9588円 (一万口当たり純資産額) (29,588円)	2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 2.8911円 (一万口当たり純資産額) (28,911円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年 2月22日 至 2022年 8月22日	自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、出資金(MLP)の価格変動リスク、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、出資金(MLP)の価格変動リスク、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1.パフォーマンス評価 2.リスク分析 3.運用ガイドラインチェック 4.その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2022年 2月22日 至 2022年 8月22日	自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	出資金(MLP)、株式、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3　デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	出資金(MLP)、株式、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1　元本の移動等

項目	自 2022年 2月22日 至 2022年 8月22日	自 2022年 8月23日 至 2023年 2月20日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	32,961,818,619円	33,241,633,635円
同期中における追加設定元本額	5,927,877,973円	7,971,868,527円
同期中における解約元本額	5,648,062,957円	2,658,521,002円
元本の内訳		
フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）	7,170,957,069円	7,186,548,443円
フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）	4,272,610,422円	4,219,462,884円
フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（３ヵ月決算型）	1,375,704,382円	1,435,571,446円
フランクリン・テンプルトン・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）	20,422,361,762円	25,713,398,387円
計	33,241,633,635円	38,554,981,160円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	2022年 8月22日現在	2023年 2月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
出資金（MLP）	1,902,884,898	2,683,852,199
株式	△1,627,861,507	△2,683,759,034
投資証券	160,197,529	△379,019,484
合計	435,220,920	△378,926,319

3　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2022年 8月22日現在				2023年 2月20日現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	1,115,756,460	－	1,123,340,400	7,583,940	－	－	－	－
米ドル	1,115,756,460	－	1,123,340,400	7,583,940	－	－	－	－
合計	1,115,756,460	－	1,123,340,400	7,583,940	－	－	－	－

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1.貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第１ 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	

株式	米ドル	ACTIVISION BLIZZARD INC	114,429	77.57	8,876,257.53	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	29,936	279.71	8,373,398.56	
		AMGEN INC	34,235	240.53	8,234,544.55	
		APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	174,459	71.44	12,463,350.96	
		APPLE INC	204,900	152.55	31,257,495.00	
		ARES CAPITAL CORP	415,665	19.68	8,180,287.20	
		BANK OF AMERICA CORP	412,279	35.35	14,574,062.65	
		BLACKSTONE INC	309,686	93.52	28,961,834.72	
		BLUE OWL CAPITAL INC	500,098	13.52	6,761,324.96	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	24,142	113.14	2,731,425.88	※
		BROADCOM INC	38,393	595.59	22,866,486.87	
		CISCO SYSTEMS INC	194,982	50.77	9,899,236.14	
		CME GROUP INC	36,667	188.64	6,916,862.88	
		COCA-COLA COMPANY	212,165	60.12	12,755,359.80	
		CONOCOPHILLIPS	36,600	104.12	3,810,792.00	
		DANAHER CORP	42,753	256.29	10,957,166.37	
		DANAHER CORP	3,331	1,320.33	4,398,019.23	※
		DT MIDSTREAM INC	114,234	51.78	5,915,036.52	
		DTE ENERGY COMPANY	89,016	115.30	10,263,544.80	
		EMERSON ELECTRIC CO	67,951	85.44	5,805,733.44	
		HUNTSMAN CORP	237,983	30.66	7,296,558.78	
		INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	95,787	107.11	10,259,745.57	
		JOHNSON & JOHNSON	67,576	160.39	10,838,514.64	
		JPMORGAN CHASE & CO	126,684	142.24	18,019,532.16	
		KIMBERLY-CLARK CORP	65,151	127.23	8,289,161.73	
		KINDER MORGAN INC	688,970	17.73	12,215,438.10	
		KKR & CO INC	289,330	69.18	20,017,296.05	※
		L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	19,400	214.02	4,151,988.00	
		LOCKHEED MARTIN CORP	24,080	475.63	11,453,170.40	
		MERCK & CO. INC.	161,862	109.52	17,727,126.24	
		MICROSOFT CORP	130,556	258.06	33,691,281.36	

		NEXTERA ENERGY INC	182,966	76.07	13,918,223.62	
		NEXTERA ENERGY PARTNERS LP	91,468	71.49	6,539,047.32	
		ORACLE CORP	190,091	87.28	16,591,142.48	
		OTIS WORLDWIDE CORP	165,200	84.76	14,002,352.00	
		PARAMOUNT GLOBAL A(PFD)	152,958	33.09	5,061,380.22	※
		PAYCHEX INC	46,478	114.75	5,333,350.50	
		PFIZER INC	390,472	43.21	16,872,295.12	
		PPL CORP	132,600	28.81	3,820,206.00	
		PROCTER & GAMBLE CO/THE	89,866	140.01	12,582,138.66	
		QUALCOMM INC	104,192	127.72	13,307,402.24	
		RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	137,638	101.51	13,971,633.38	
		SEMPRA ENERGY	52,869	158.49	8,379,207.81	
		STANLEY BLACK & DECKER INC	39,660	89.18	3,536,878.80	
		TEXAS INSTRUMENTS INC	39,168	175.32	6,866,933.76	
		TRINITY CAPITAL INC	187,682	14.10	2,646,316.20	
		UNION PACIFIC CORP	50,500	201.59	10,180,295.00	
		UNITED PARCEL SERVICE-CL B	41,816	183.21	7,661,109.36	
		VERIZON COMMUNICATIONS INC	177,419	40.22	7,135,792.18	
		WILLIAMS COS INC	711,428	31.26	22,239,239.28	
	小計	銘柄数：50	7,947,771		568,606,977.02	
					(76,449,208,061)	
		組入時価比率：68.6%			100.0%	
合計					76,449,208,061	
（外貨建証券の邦貨換算額）					(76,449,208,061)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注3)備考欄の※の銘柄はハイブリッド優先証券であることを示しています。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
出資金(MLP)	米ドル	CROSSAMERICA PARTNERS LP	329,551	7,147,961.19	
		ENERGY TRANSFER LP	2,887,966	37,168,122.42	
		ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS	1,225,736	32,334,915.68	
		MAGELLAN MIDSTREAM PARTNERS	531,386	28,328,187.66	
		MPLX LP	347,844	12,143,234.04	
		PLAINS GP HOLDINGS LP-CL A	1,109,090	14,861,806.00	
		SUNOCO LP	270,351	12,563,210.97	
	小計	銘柄数：7	6,701,924	144,547,437.96	
				(19,434,403,034)	
		組入時価比率：17.4%		72.4%	
	小計			19,434,403,034	
				(19,434,403,034)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	57,915	9,357,905.70	
		AMERICAN TOWER CORP	41,804	8,789,709.04	
		APARTMENT INCOME REIT CO	96,862	3,819,268.66	
		CROWN CASTLE INTL CORP	10,701	1,505,416.68	
		EQUINIX INC	10,977	7,867,874.52	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	49,843	3,582,714.84	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	127,062	6,693,626.16	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	245,800	2,642,350.00	
		PROLOGIS INC	34,991	4,385,072.12	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	17,521	4,927,606.04	
		WEYERHAEUSER CO	50,268	1,618,629.60	
	小計	銘柄数：11	743,744	55,190,173.36	
				(7,420,318,807)	
		組入時価比率：6.7%		27.6%	
	小計			7,420,318,807	
				(7,420,318,807)	

合計		**26,854,721,841**	
（外貨建証券の邦貨換算額）		**(26,854,721,841)**	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2023年6月28日現在
資産の部	
流動資産	
金銭信託	10,706,235
コール・ローン	258,366,318
国債証券	14,006,160
地方債証券	252,151,335
特殊債券	200,301,573
未収利息	829,016
前払費用	232,893
流動資産合計	736,593,530
資産合計	736,593,530
負債の部	
流動負債	
未払解約金	559,972
その他未払費用	300
流動負債合計	560,272
負債合計	560,272
純資産の部	
元本等	
元本	734,120,315
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,912,943
元本等合計	736,033,258
純資産合計	736,033,258
負債純資産合計	736,593,530

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2022年12月29日 至　2023年6月28日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2023年6月28日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	686,066,701円
同期中追加設定元本額	108,514,350円
同期中一部解約元本額	60,460,736円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイグローバル好配当株式プラス（毎月決算型）	10,000円
ニッセイマネーマーケットファンド（適格機関投資家限定）	49,952,605円
ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（毎月決算型）	9,994円
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）	9,984円
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）	9,984円
ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）	9,984円
ニッセイ世界高配当株ファンド（年２回決算型）	9,984円
通貨選択型ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）	9,984円
通貨選択型ニッセイ世界高配当株ファンド（年２回決算型）	9,984円
ニッセイ世界ハイブリッド証券戦略ファンド（毎月決算型・通貨プレミアムコース）	9,977円
ニッセイ世界ハイブリッド証券戦略ファンド（毎月決算型・為替ヘッジありコース）	9,977円
ニッセイ世界ハイブリッド証券戦略ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなしコース）	9,977円
ＪＰＸ日経４００アクティブ・オープン　米ドル投資型	9,976円
ＪＰＸ日経４００アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）	9,976円
ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）	9,974円
ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン（年２回決算型）	9,974円
ニッセイ／ＭＦＳ外国株低ボラティリティ運用ファンド	9,967円
ニッセイＡＩ関連株式ファンド（為替ヘッジあり）	9,967円
ニッセイＡＩ関連株式ファンド（為替ヘッジなし）	9,967円
ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（資産成長型）	9,968円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５	683,748,800円
ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド（資産成長型）	9,969円
ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド（年２回決算型）	9,969円
ニッセイＡＩ関連株式ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）	9,969円
ニッセイＡＩ関連株式ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）	9,969円
ニッセイ／ＴＣＷ債券戦略ファンド（３ヵ月決算型・為替ヘッジあり）	9,969円
ニッセイ／ＴＣＷ債券戦略ファンド（３ヵ月決算型・為替ヘッジなし）	9,969円
ニッセイ／ＴＣＷ債券戦略ファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）	9,969円
ニッセイ／ＴＣＷ債券戦略ファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）	9,969円
ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）	9,970円
ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）	9,970円
ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）	9,970円
ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）	9,970円
グローバル・ディスラプター成長株ファンド（予想分配金提示型）	9,972円
グローバル・ディスラプター成長株ファンド（資産成長型）	9,972円
ニッセイ新興国テクノロジー関連株式ファンド（予想分配金提示型）	9,972円
ニッセイ新興国テクノロジー関連株式ファンド（資産成長型）	9,972円

限定追加型・繰上償還条項付　ニッセイ世界リカバリー株式厳選ファンド（為替ヘッジあり）	9,973円
限定追加型・繰上償還条項付　ニッセイ世界リカバリー株式厳選ファンド（為替ヘッジなし）	9,973円
ニッセイ／シュローダー好利回りＣＢファンド２０２３－０２（為替ヘッジあり・限定追加型）	9,974円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）	9,968円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）	9,968円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）	9,968円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）	9,968円
計	734,120,315円
２．　受益権の総数	734,120,315口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022年12月29日 至　2023年6月28日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年6月28日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年6月28日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	－
地方債証券	－
特殊債券	－
合計	－

（注）「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年4月18日から2023年6月28日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2023年6月28日現在
1口当たり純資産額	1.0026円
（1万口当たり純資産額）	(10,026円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年6月28日現在

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第１１２１回　国庫短期証券	14,000,000	14,006,160	
国債証券　合計		14,000,000	14,006,160	
地方債証券	第３７４回　大阪府公募公債	10,000,000	10,007,999	
	平成２５年度第１１回　埼玉県公募公債	86,000,000	86,409,951	
	第１３２回　共同発行市場公募地方債	155,000,000	155,733,385	
地方債証券　合計		251,000,000	252,151,335	
特殊債券	第２０２回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,248,179	
	第２６回　政保日本政策金融公庫債券	100,000,000	100,053,394	
特殊債券　合計		200,000,000	200,301,573	
合計			466,459,068	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）

2023年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	**69,657,729,224円**
Ⅱ　負債総額	**261,112,240円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**69,396,616,984円**
Ⅳ　発行済数量	**96,565,955,622口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**0.7186円**

ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）

2023年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	**16,529,722,508円**
Ⅱ　負債総額	**219,443,716円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**16,310,278,792円**
Ⅳ　発行済数量	**6,958,511,149口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**2.3439円**

（参考）

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

2023年6月30日現在

Ⅰ　資産総額	**741,366,551円**
Ⅱ　負債総額	**605,157円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**740,761,394円**
Ⅳ　発行済数量	**738,837,697口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**1.0026円**

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

ありません。

（３）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2023年6月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。
委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。
最近５年間における資本金の増減はありません。

（２）委託会社等の機構

①　会社の意思決定機構

委託会社は最低３名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長１名を選任します。また、取締役会は、取締役会長１名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

②　投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年6月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	416	72,202
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	108	19,490
単位型公社債投資信託	0	0
合計	524	91,692

○　純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自 2022年4月1日　至 2023年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金	38,492,350		31,522,565
有価証券	6,249,635		5,099,877
前払費用	763,755		595,955
未収委託者報酬	6,157,565		5,813,921
未収運用受託報酬	3,219,400		3,456,007
未収投資助言報酬	265,131		259,830
その他	8,403		18,700
流動資産合計	55,156,243		46,766,858
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※1 150,311	※1	150,182
車両	※1 968	※1	482
器具備品	※1 103,050	※1	92,889
有形固定資産合計	254,330		243,554
無形固定資産			
ソフトウェア	1,840,943		1,803,047
ソフトウェア仮勘定	577,731		1,198,151
その他	8,013		8,013
無形固定資産合計	2,426,688		3,009,212
投資その他の資産			
投資有価証券	30,679,401		37,635,584
関係会社株式	66,222		66,222
長期前払費用	10,629		11,881
差入保証金	374,819		367,613
繰延税金資産	1,413,142		1,600,306
その他	10,305		10,037
投資その他の資産合計	32,554,521		39,691,645
固定資産合計	35,235,540		42,944,413
資産合計	90,391,783		89,711,272

負債の部				
流動負債				
預り金		51,241		53,649
未払収益分配金		8,706		7,080
未払手数料	※2	2,315,345	※2	2,148,508
未払運用委託報酬	※2	1,728,950	※2	1,868,264
未払投資助言報酬	※2	828,040	※2	801,755
その他未払金	※2	4,619,477	※2	2,880,396
未払費用	※2	134,086	※2	122,649
未払法人税等		611,046		1,689,458
未払消費税等		349,108		321,144
賞与引当金		1,227,440		1,047,233
その他		93,579		46,054
流動負債合計		11,967,023		10,986,194
固定負債				
退職給付引当金		2,423,289		2,402,314
役員退職慰労引当金		16,750		16,150
固定負債合計		2,440,039		2,418,464
負債合計		14,407,063		13,404,658
純資産の部				
株主資本				
資本金		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				
資本準備金		8,281,840		8,281,840
資本剰余金合計		8,281,840		8,281,840
利益剰余金				
利益準備金		139,807		139,807
その他利益剰余金				
配当準備積立金		120,000		120,000
研究開発積立金		70,000		70,000
別途積立金		350,000		350,000
繰越利益剰余金		56,866,270		57,905,876
利益剰余金合計		57,546,077		58,585,683
株主資本合計		75,827,917		76,867,523
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		348,871		△ 254,732
繰延ヘッジ損益		△ 192,067		△ 306,177
評価・換算差額等合計		156,803		△ 560,910
純資産合計		75,984,720		76,306,613
負債・純資産合計		90,391,783		89,711,272

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	29,144,394	27,807,455
運用受託報酬	17,750,312	18,365,703
投資助言報酬	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	-	4,497
営業収益計	47,927,445	47,323,959
営業費用		
支払手数料	11,524,989	10,826,133
広告宣伝費	62,919	34,423
公告費	125	125
調査費	8,730,925	9,426,129
支払運用委託報酬	3,825,413	3,994,350
支払投資助言報酬	3,083,142	3,279,321
委託調査費	125,430	143,143
調査費	1,696,938	2,009,314
委託計算費	277,534	278,897
営業雑経費	846,156	876,260
通信費	59,759	60,541
印刷費	173,841	166,600
協会費	38,262	37,646
その他営業雑経費	574,292	611,472
営業費用計	21,442,649	21,441,969
一般管理費		
役員報酬	150,830	114,167
給料・手当	4,699,931	5,179,604
賞与引当金繰入額	1,184,037	1,033,669
賞与	369,403	357,187
福利厚生費	925,165	988,302
退職給付費用	431,379	411,161
役員退職慰労引当金繰入額	8,950	5,850
役員退職慰労金	-	2,550
その他人件費	162,879	214,336
不動産賃借料	766,098	803,805
その他不動産経費	36,278	35,247
交際費	12,883	27,169
旅費交通費	17,654	133,750
固定資産減価償却費	552,239	663,401
租税公課	385,352	367,046
業務委託費	349,177	438,018
器具備品費	484,762	769,903
保険料	46,907	49,248
寄付金	5,126	10,762
諸経費	247,185	279,825
一般管理費計	10,836,244	11,885,008
営業利益	15,648,550	13,996,981
営業外収益		
受取利息	2,029	950
有価証券利息	3,452	15,666

受取配当金	※1	83,809	※1	191,353
為替差益		27,680		22,628
その他営業外収益		19,955		20,449
営業外収益計		136,927		251,049
営業外費用				
控除対象外消費税		20,188		5,712
その他営業外費用		404		314
営業外費用計		20,592		6,026
経常利益		15,764,885		14,242,004
特別利益				
投資有価証券売却益		18,927		97,919
投資有価証券償還益		510,138		45,181
特別利益計		529,065		143,100
特別損失				
投資有価証券売却損		7,280		73,703
投資有価証券償還損		50,697		71,887
固定資産除却損	※2	132	※2	1,757
事故損失賠償金	※3	9,883	※3	2,015
特別損失計		67,993		149,364
税引前当期純利益		16,225,956		14,235,739
法人税、住民税及び事業税		4,940,051		4,112,329
法人税等調整額		24,895		74,919
法人税等合計		4,964,946		4,187,249
当期純利益		11,261,009		10,048,489

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2021年4月１日　至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	55,045,550	55,725,357	74,007,197
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9,440,289	△9,440,289	△9,440,289
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	11,261,009	11,261,009	11,261,009
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,820,719	1,820,719	1,820,719
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,242,655	△97,204	1,145,450	75,152,647
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△9,440,289
当期純利益	-	-	-	11,261,009
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△893,783	△94,862	△988,646	△988,646
当期変動額合計	△893,783	△94,862	△988,646	832,073
当期末残高	348,871	△192,067	156,803	75,984,720

当事業年度(自2022年4月１日　至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9,008,883	△9,008,883	△9,008,883
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,048,489	10,048,489	10,048,489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,039,606	1,039,606	1,039,606
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	348,871	△192,067	156,803	75,984,720
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△9,008,883
当期純利益	-	-	-	10,048,489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△603,603	△114,109	△717,713	△717,713
当期変動額合計	△603,603	△114,109	△717,713	321,892
当期末残高	△254,732	△306,177	△560,910	76,306,613

注記事項

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	①　満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ②　その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 ③　関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
２．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
３．固定資産の減価償却の方法	①　有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。 ②　無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
４．引当金の計上基準	①　賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 ②　退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③　役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 ①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 ②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 ③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。
６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
７．ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ③ヘッジ方針 ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
８．グループ通算制度の適用	当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- **「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）**
- **「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　2022年10月28日）**
- **「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日）**

（１） 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

（２） 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

（３） 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
建物附属設備	329,011千円	340,233千円
車両	5,760	6,246
器具備品	494,576	516,937
計	829,348	863,417

※２．前事業年度において、関係会社に対する負債として、未払手数料、未払運用委託報酬、未払投資助言報酬、その他未払金、未払費用に含まれるものの合計額は、負債及び純資産の合計額の100分の５を超えており、その金額は前事業年度および当事業年度においてそれぞれ5,317,615千円、2,706,850千円であります。

（損益計算書関係）

※１．各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
受取配当金	42,069千円	174,180千円

※２．固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
器具備品	132	1,749
ソフトウェア	-	8
計	132	1,757

※３．事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2021年4月1日　至2022年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	108	－	－	108
合計	108	－	－	108

２．配当に関する事項

①配当金支払額

2021年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,440,289千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	87,049円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度（自2022年4月1日　至2023年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	108	－	－	108
合計	108	－	－	108

２．配当に関する事項

①配当金支払額

2022年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,008,883千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	83,071円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,038,816千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	74,126円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日） **（単位：千円）**

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,319,017	17,308,937	△10,080
その他有価証券	19,610,019	19,610,019	－
資産計	36,929,036	36,918,956	△10,080
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されているもの	△73,870	△73,870	－
デリバティブ取引計	△73,870	△73,870	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,445,768	23,460,731	14,962
その他有価証券	19,289,693	19,289,693	－
資産計	42,735,461	42,750,424	14,962
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されているもの	△24,321	△24,321	－
デリバティブ取引計	△24,321	△24,321	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注１）市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	前事業年度(2022年3月31日)
関係会社株式	66,222

(単位：千円)

区分	当事業年度(2023年3月31日)
関係会社株式	66,222

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	19,610,019	－	19,610,019
デリバティブ取引（※）				
為替予約	－	△73,870	－	△73,870
合計	－	19,536,149	－	19,536,149

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	19,289,693	－	19,289,693
デリバティブ取引（※）				
為替予約	－	△24,321	－	△24,321
合計	－	19,265,372	－	19,265,372

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	－	17,308,937	－	17,308,937
合計	－	17,308,937	－	17,308,937

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	－	23,460,731	－	23,460,731
合計	－	23,460,731	－	23,460,731

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

４．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
①現金・預金	38,492,350	―	―	―
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,250,000	11,070,000	―	―
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他（注）	6,108,860	12,060,309	1,121,260	101,009
合計	50,851,210	23,130,309	1,121,260	101,009

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度(2023年3月31日)

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
①現金・預金	31,522,565	―	―	―
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,100,000	18,340,000	―	―
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他（注）	3,029,947	15,086,454	997,574	175,716
合計	39,652,513	33,426,454	997,574	175,716

（注）投資信託受益証券であります。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（2022年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	4,899,207	4,900,290	1,082
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	4,899,207	4,900,290	1,082
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	12,419,810	12,408,647	△11,163
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	12,419,810	12,408,647	△11,163
合計		17,319,017	17,308,937	△10,080

当事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	13,455,768	13,484,645	28,876
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	13,455,768	13,484,645	28,876
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	9,990,000	9,976,086	△13,914
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	9,990,000	9,976,086	△13,914
合計		23,445,768	23,460,731	14,962

２．その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価または償却原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3)その他（注１）	10,012,022	9,238,000	774,022
	小計	10,012,022	9,238,000	774,022
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3)その他（注１）	9,597,996	10,017,000	△419,003
	小計	9,597,996	10,017,000	△419,003
合計		19,610,019	19,255,000	355,019

（注１）投資信託受益証券等であります。

（注２）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価または償却原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3)その他（注１）	6,778,610	6,336,999	441,610
	小計	6,778,610	6,336,999	441,610
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3)その他（注１）	12,511,082	13,413,000	△901,917
	小計	12,511,082	13,413,000	△901,917
合計		19,289,693	19,749,999	△460,306

（注１）投資信託受益証券等であります。
（注２）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自2021年4月1日　至2022年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	－	－	－
(2)債券	－	－	－
(3)その他	72,646	18,927	7,280
合計	72,646	18,927	7,280

当事業年度（自2022年4月1日　至2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	－	－	－
(2)債券	－	－	－
(3)その他	325,215	97,919	73,703
合計	325,215	97,919	73,703

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,264,288	-	△73,870
合計			1,264,288	-	△73,870

（注１）時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

（注２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,129,663	-	△24,321
合計			1,129,663	-	△24,321

（注１）時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

（注２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,049,929 千円	2,324,488 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の発生額	26,217	△51,020
退職給付の支払額	△58,809	△318,533
その他	4,869	2,382
退職給付債務の期末残高	2,324,488	2,226,246

（２）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	134,197 千円	147,543 千円
退職給付費用	19,557	18,835
退職給付の支払額	△1,342	△1,081
その他	△4,869	△2,382
退職給付引当金の期末残高	147,543	162,914

（３）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	2,472,031 千円	2,389,160 千円
未認識数理計算上の差異	△48,741	13,153
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314
退職給付引当金	2,423,289	2,402,314
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314

（４）退職給付費用

	前事業年度 (自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日)	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	19,557 千円	18,835 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の当期費用処理額	5,631	10,874
確定給付制度に係る退職給付費用	327,469	298,639

（５）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 (自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日)	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
割引率	0.35 %	0.66 %

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において68,995千円、当事業年度において75,867千円であり、退職給付費用に計上しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	375,842　千円	320,663　千円
未払事業税	134,561	113,779
退職給付引当金	742,011	735,588
税務上の繰延資産償却超過額	1,565	2,055
役員退職慰労引当金	5,128	4,945
投資有価証券評価差額	140,574	314,276
減価償却超過額	38,704	48,992
その他	128,909	180,561
小計	1,567,297	1,720,862
評価性引当額	△1,808	△12,818
繰延税金資産合計	1,565,488	1,708,043
繰延税金負債		
特別分配金否認	6,396	10,817
投資有価証券評価差額	145,949	96,919
繰延税金負債合計	152,345	107,737
繰延税金資産(△は負債)の純額	1,413,142	1,600,306

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2021年4月1日　至2022年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,500,632

当事業年度（自2022年4月1日　至2023年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	5,921,322

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月 1日 至2023年3月31日）
営業収益		
投資信託委託業務	29,144,394	27,807,455
投資運用業務（注）	17,750,312	18,365,703
投資助言業務	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	―	4,497
計	47,927,445	47,323,959

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の「５．収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自2021年4月１日　至2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	（被所有）直接100.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	6,521,634	未収運用受託報酬	1,657,146
								投資助言報酬の受取	120,504	未収投資助言報酬	11,837
								連結納税に伴う支払	3,919,311	その他未払金	3,919,311

当事業年度（自2022年4月１日　至2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	（被所有）直接100.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	5,922,395	未収運用受託報酬	1,446,614
								投資助言報酬の受取	118,702	未収投資助言報酬	10,996
								グループ通算に伴う支払	2,065,951	その他未払金	2,065,951

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
１株当たり純資産額	700,655円80銭	703,623円97銭
１株当たり当期純利益金額	103,837円87銭	92,657円21銭

(注)　１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
　　２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更等

2023年3月23日に開催された臨時株主総会において、定款に関し以下の変更が決議されました。

＜変更前＞

（略）

（株主総会の招集及び議長）

第10条　株主総会は、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（略）

（役付取締役）

第19条　取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長１名を選定する。

２．取締役会は、前項のほかに必要に応じて会長１名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会）

第20条　取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

２．社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（略）

＜変更後＞

（略）

（株主総会の招集及び議長）

第10条　株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（略）

（役付取締役）

第19条　取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長１名を選定する。

２．取締役会は、前項のほかに必要に応じて取締役会長１名を選定することができる。

（取締役会）

第20条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（略）

②　訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

ａ．名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ｂ．資本金の額

2023年3月末現在、324,279百万円

ｃ．事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

ａ．名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

ｂ．資本金の額

2023年3月末現在、10,000百万円

ｃ．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

(資本金の額：2023年3月末現在)

ａ．名称	ｂ．資本金の額 （単位：百万円）	ｃ．事業の内容

auカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	
岡三証券株式会社	5,000	
きらぼしライフデザイン証券株式会社	3,000	
あかつき証券株式会社	3,067	
光世証券株式会社	12,000	
ニュース証券株式会社	1,000	
楽天証券株式会社	19,495	
東海東京証券株式会社	6,000	
とうほう証券株式会社※１	3,000	
内藤証券株式会社	3,002	
マネックス証券株式会社	12,200	
松井証券株式会社	11,945	
山和証券株式会社	585	
株式会社東邦銀行※１	23,519	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社常陽銀行※１	85,113	
株式会社きらぼし銀行	43,734	
株式会社北陸銀行※２	140,409	
株式会社百十四銀行	37,322	
株式会社仙台銀行	22,735	
株式会社富山第一銀行	10,182	

※１　毎月決算型のみの取扱いとなります。
※２　年２回決算型のみの取扱いとなります。

２【関係業務の概要】

（1）受託会社

投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第３【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2023年2月10日	**臨時報告書**
2023年3月22日	**有価証券報告書**
	有価証券届出書
2023年5月10日	**臨時報告書**

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　樋　口　誠　之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　竹　新

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月26日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　瀬　和　政

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）の2022年12月29日から2023年6月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）の2023年6月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月26日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　瀬　和　政

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）の2022年12月29日から2023年6月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）の2023年6月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。